

（1）中期目標について

地方独立行政法人福岡市立病院機構が達成すべき業務運営に関する目標として、設立団体である福岡市が3年以上5年以下の期間で策定する。中期目標の策定にあたっては、評価委員会の意見を聴くとともに、議会の議決を経なければならない（地方独立行政法人法第25条3項）。

〈参考〉**中期計画**：病院機構が中期目標を達成するために作成する計画。市の認可が必要。

（2）第4期中期目標期間の総括

●業務実績評価（第4期終了時見込）

第1 <u>住民に対して提供するサービス</u> その他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置	A 目標以上を達成する見込み
第2 業務運営の <u>改善及び効率化</u> に関する目標を達成するためとるべき措置	B 概ね目標どおり達成する見込み
第3 <u>財務内容の改善</u> に関する目標を達成するためとるべき措置	B 概ね目標どおり達成する見込み
第4 <u>その他</u> 業務運営に関する目標を達成するためとるべき措置	B 概ね目標どおり達成する見込み

●特筆すべき取組

- ・医療機能の充実
- ・コロナへの積極的な取組

●改善を期待する取組

- ①着実な経営改善
- ②DXの計画的な推進
- ③職場環境の向上
- ④施設・設備の計画的な維持補修

（3）第5期中期目標（R7～10）のポイント

●医師の働き方改革への対応

●総務省公立病院経営強化ガイドラインへの対応

- 役割・機能の最適化と連携の強化
- 医師・看護師等の確保と働き方改革
- 新興感染症の感染拡大時等に備えた平時からの取組
- 施設・設備の最適化（デジタル化への対応ほか）
- 経営の効率化 など

●職員の不祥事防止の取組

① 着実な経営改善

- ・ 医師等の不足
 - ・ 少子高齢化の急速な進展に伴う医療需要の変化
 - ・ 医療の高度化
- などの厳しい経営環境にも対応できる着実な経営改善の取組

○総務省公立病院経営強化ガイドライン（抜粋）（参考資料3 16ページ参照）
経営の効率化は、地域の医療提供体制を確保し、良質な医療を継続的に提供していくためには、避けて通れないものであり、医療の質の向上等による収入確保や医薬品費、医療材料費等の経費節減に積極的に取り組むことが重要である。

●第5期中期目標（案）抜粋

現行（第4期）中期目標	第5期中期目標（案）	変更趣旨
第2 業務運営の改善及び効率化に関する事項 1 自律性・機動性の高い運営管理体制の充実 地方独立行政法人制度の特長を活かし、各病院が自らの特性や実情を踏まえ、より機動的に業務改善ができるよう、各病院において病院長がリーダーシップを発揮し、自律性を発揮できる運営管理体制の充実を図ること。 2 事務部門の機能強化 各病院の経営支援を的確に行うことができる人材や、医療を巡る環境変化に柔軟に対応できる人材を育成するため、その専門的知識やスキルを習得するための研修を計画的に実施するとともに、市立病院としてのノウハウを確実に蓄積し、事務部門の更なる機能強化に努めること。	第2 業務運営の改善及び効率化に関する事項 1 効率的かつ適正な運営 （1）運営管理体制の充実 地方独立行政法人制度の特長を活かし、病院長がリーダーシップを発揮して機動的に業務改善を推進し、また、経営環境の変化等に柔軟に対応し持続可能な経営を確保するため、事務部門をはじめ法人全体で経営強化に取り組むなど、運営管理体制の充実を図ること。	項目の表題「1 自律性・機動性の高い運営管理体制の充実」及び「2 事務部門の機能強化」を、「1 効率的かつ適正な運営」に整理。 病院長のリーダーシップによる機動的な運営は継続しつつ、「持続可能な経営の確保」を新たに目的として明記し、「法人全体で経営強化に取り組む」など運営管理体制の充実に向け具体的な記載とした。

②DX（デジタルトランスフォーメーション）の計画的な推進

- ・デジタル技術やICTなど先端技術の活用による業務の効率化
- ・情報セキュリティ対策の徹底

○総務省公立病院経営強化ガイドライン（抜粋）（参考資料3 15ページ参照）

電子カルテ、マイナンバーカードの健康保険証利用（オンライン資格確認）、遠隔診療・オンライン診療、音声入力、その他各種情報システム等を活用し、医療の質の向上、医療情報の連携、働き方改革の推進と病院経営の効率化を推進することが重要である。

デジタル化に当たっては、近年、病院がサイバー攻撃の標的とされる事例が増加しているとともに、医療において扱われる健康情報は極めてプライバシーに機微な情報であるため、厚生労働省の医療情報システムの安全管理に関するガイドライン等を踏まえ、情報セキュリティ対策を徹底するよう留意すべきである。

●第5期中期目標（案）抜粋

現行（第4期）中期目標	第5期中期目標（案）	変更趣旨
第2 業務運営の改善及び効率化に関する事項 <u>1 自律性・機動性の高い運営管理体制の充実</u> 地方独立行政法人制度の特長を活かし、各病院が自らの特性や実情を踏まえ、より機動的に業務改善ができるよう、各病院において病院長がリーダーシップを発揮し、自律性を発揮できる運営管理体制の充実を図ること。 <u>2 事務部門の機能強化</u> 各病院の経営支援を的確に行うことができる人材や、医療を巡る環境変化に柔軟に対応できる人材を育成するため、その専門的知識やスキルを習得するための研修を計画的に実施するとともに、市立病院としてのノウハウを確実に蓄積し、事務部門の更なる機能強化に努めること。	第2 業務運営の改善及び効率化に関する事項 <u>1 効率的かつ適正な運営</u> <u>（1）運営管理体制の充実</u> 地方独立行政法人制度の特長を活かし、病院長がリーダーシップを発揮して機動的に業務改善を推進し、また、経営環境の変化等に柔軟に対応し持続可能な経営を確保するため、事務部門をはじめ法人全体で経営強化に取り組むなど、運営管理体制の充実を図ること。 <u>（2）先端技術の活用推進等による業務改善</u> <u>デジタル技術やICTなど先端技術の活用をはじめとした幅広い手法により、業務改善を図ること。</u> <u>なお、これらの先端技術の活用に当たっては、セキュリティ対策の徹底に努めること。</u>	総務省公立病院経営強化ガイドライン第2-3-(5)②「デジタル化への対応」を踏まえ、新設。

③職場環境の向上

・働き方改革の理念に沿って、多様な職員にとって働きやすい職場環境の整備に努めることとし、その一環としてハラスメントの防止に向けた取組を推進する。

○働き方改革の基本的な考え方（厚生労働省）
働く方の置かれた個々の事情に応じ、多様な働き方を選択できる社会を実現することで、成長と分配の好循環を構築し、働く人一人ひとりがより良い将来の展望を持てるようにすることを目指します。

●第5期中期目標（案）抜粋

現行（第4期）中期目標	第5期中期目標（案）	変更趣旨
第2 業務運営の改善及び効率化に関する事項 3 <u>働きがいのある職場環境づくり</u> 国の働き方改革の考え方を踏まえたワーク・ライフ・バランスの実現や職員の福利厚生の実現に向けた取組を行い、職員が働きやすい職場環境の整備に努めること。 また、職員の業績や能力を公正かつ客観的に評価できるように人事評価制度の改善を行い、職員のモチベーションの維持・向上を図ること。	第2 業務運営の改善及び効率化に関する事項 2 <u>職場環境の向上に向けた取組</u> 働き方改革の考え方を踏まえたワーク・ライフ・バランスの実現や職員の福利厚生の実現に向けた取組に加え、ハラスメントの防止に向けた取組など、多様な職員にとって働きやすい職場環境の整備に努めること。 また、職員の業績や能力の公正かつ客観的な評価に向けた人事評価制度の充実を通して、職員のモチベーションの維持・向上を図ること。	表題を現行「3 働きがいのある職場環境づくり」から、より客観的かつ幅広い表現に改正。内容について「ハラスメントの防止に向けた取組など」を加え、「多様な職員にとって」働きやすい職場環境の整備に努めることと改めた。 人事評価制度については、取組の進捗を踏まえ「制度の充実」に改めた。

④施設・設備の計画的な維持補修

- ・施設や設備の老朽化等への対応
- ・PFI事業のもとでの適切な管理

○総務省公立病院経営強化ガイドライン（抜粋）（参考資料3 14ページ参照）

各公立病院は、厳しい経営状況が続く中で、今後、人口減少や少子高齢化の急速な進展に伴い医療需要が変化していくことを踏まえ、長期的な視点をもって、病院施設や設備の長寿命化や更新などを計画的に行うことにより、財政負担を軽減・平準化するとともに、投資と財源の均衡を図ることが必要である。

●第5期中期目標（案）抜粋

現行（第4期）中期目標	第5期中期目標（案）	変更趣旨
第3 財務内容の改善に関する事項 1 持続可能な経営基盤の確立 （2）<u>投資財源の確保</u> 施設整備や高額医療機器の更新など、今後の投資計画を踏まえながら、自己財源の確保に努めること。 2 収支改善 （2）<u>費用削減</u> 地方独立行政法人の会計制度に基づいた効果的かつ効率的な事業運営に努めるとともに、効果的な費用の削減に努めること。 また、計画的な維持修理による施設の長寿命化と投資の平準化、施設運営・保守管理の効率化などのアセットマネジメントを推進すること。	第3 財務内容の改善に関する事項 1 持続可能な経営基盤の確立 （2）<u>施設・設備の適正管理</u> <u>施設・設備の管理については、計画的な維持補修による長寿命化と適正な保守管理に努めること。</u> <u>また、施設・設備の整備や更新については、長期的視点により計画的に行い投資の平準化を図ること。</u>	総務省公立病院経営強化ガイドライン第2-3-(5)①「施設・設備の適正管理と整備費の抑制」を踏まえて整理。